

令和 8 年

第 2 回 広 陵 町 議 会 定 例 会 議 案

令和 8 年 6 月 1 5 日

北 葛 城 郡 広 陵 町

付 議 事 件

報告第 3 号	広陵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分 の報告について	[1 頁]
報告第 4 号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の専決処分の報告について	[1 3 頁]
報告第 5 号	令和 7 年度広陵町一般会計予算繰越明許費繰越 計算書の報告について	[1 9 頁]
報告第 6 号	令和 7 年度広陵町介護保険特別会計予算繰越明許費 繰越計算書の報告について	[2 5 頁]
報告第 7 号	令和 7 年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書 の報告について	[2 9 頁]
議案第 3 8 号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[3 3 頁]
議案第 3 9 号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[3 5 頁]
議案第 4 0 号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[3 7 頁]
議案第 4 1 号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[3 9 頁]
議案第 4 2 号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[4 1 頁]
議案第 4 3 号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[4 3 頁]
議案第 4 4 号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[4 5 頁]
議案第 4 5 号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[4 7 頁]
議案第 4 6 号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[4 9 頁]

議案第47号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[51頁]
議案第48号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[53頁]
議案第49号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[55頁]
議案第50号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[57頁]
議案第51号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[59頁]
議案第52号	職員の旅費に関する条例の一部を改正すること について	[61頁]
議案第53号	広陵町財政調整基金の設置、管理及び処分に 関する条例の一部を改正することについて	[65頁]
議案第54号	令和8年度広陵町一般会計補正予算（第1号）	[69頁]
議案第55号	公共交通用運行車両の買入れについて	[87頁]
議案第56号	中南線整備に伴う函渠設置工事に係る請負契約 の締結について	[89頁]
議案第57号	中南線整備に伴う逆流防止樋門設置工事 （3工区）に係る請負契約の締結について	[91頁]

報 告 第 3 号

広陵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分
の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

専 決 処 分 書

広陵町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町税条例等の一部を改正する条例

(広陵町税条例の一部改正)

第1条 広陵町税条例(昭和30年4月広陵町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「もの」を「者」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「、この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 3 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 5 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 7 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 3 3 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 8 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 9 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 0 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 1 条第 2 項中「第 8 0 条第 3 項ただし書」を「第 8 0 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 1 2 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 1 0 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 1 4 項」を「附則第 1 5 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ロ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ハ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ニ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に、「7 分の 6」を「5 分の 3」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号イ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号ロ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 4 号」に、「3 分の 2」を「4 分の 3」に改め、同条第 1 2 項から第 1 4 項までを削り、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項」を「附則第 1 5 条第 2 7 項」に改め、「、」を削り、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 3 6 項」を「附則第 1 5 条第 3 5 項」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1

9 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条中第 21 項を第 18 項とし、第 22 項を第 19 項とし、同条に次の 1 項を加える。

20 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する第 4 号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか別の別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

(広陵町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 広陵町税条例等の一部を改正する条例（平成26年6月広陵町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の広陵町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）

第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報 告 第 4 号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

専 決 処 分 書

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年３月３１日専決

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報 告 第 5 号

令和7年度広陵町一般会計予算繰越明許費繰越
計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条
第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

令和7年度広陵町一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	
2	総務費	1 総務管理費	町制70周年記念事業	2,800,000	2,800,000
3	民生費	1 社会福祉費	施設開設準備経費支援事業等補助金 (地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金)	41,500,000	41,500,000
		2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	138,859,000	9,339,084
4	衛生費	1 保健衛生費	健康管理業務標準化・共通化事業	7,585,000	7,585,000
5	農商工費	1 農業費	大網井堰柳井戸井堰整備事業	10,000,000	10,000,000
		2 商工費	地域振興券事業(重点支援交付金)	368,704,000	360,183,199
6	土木費		町道整備事業(町単)	69,000,000	68,956,000
		2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業 ・百済中央線バイパス整備 ・箸尾準工業地域道路整備 ・狭あい道路整備等促進 ・平尾正相線整備 ・通学路対策事業 ・大場線整備事業 ・橋りょう長寿命化修繕 ・交通安全施設等(百済赤部線)整備 ・交通安全施設等(南22号線ほか)整備 ・交通安全施設等(南郷8号線)整備	604,000,000	536,965,992
		3 河川費	平成緊急内水対策事業	90,300,000	84,316,800
		4 都市計画費	都市公園整備事業	4,200,000	3,982,100

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				2,800,000
	41,500,000			
	9,339,084			
	7,326,000			259,000
		7,000,000	2,056,722	943,278
	360,183,199			
		36,500,000		32,456,000
	287,388,971	240,000,000		9,577,021
	42,158,400	37,900,000		4,258,400
	1,991,050	1,700,000		291,050

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
7 消防費	2 非常備消防費	消防車両購入事業	7,414,000	5,929,520
8 教育費	5 社会教育費	中区地域防災拠点整備事業	38,506,000	38,136,900
		広瀬地区地域防災拠点整備事業	11,000,000	11,000,000
		馬見南3丁目集会所兼旧エコセンター改修事業	38,004,000	38,004,000
計			1,431,872,000	1,218,698,595

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		5,900,000		29,520
		38,100,000		36,900
		11,000,000		
		38,000,000		4,000
	749,886,704	416,100,000	2,056,722	50,655,169

報 告 第 6 号

令和7年度広陵町介護保険特別会計予算繰越明許費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条
第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

令和7年度広陵町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1 総務費	介護保険事業 4 計画等策定委員会費	介護保険事業計画等策定委託料	5,555,000	5,170,000
計			5,555,000	5,170,000

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				5,170,000
				5,170,000

報 告 第 7 号

令和7年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書
の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第
3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

令和7年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	目	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	1 管路建設費	都市水環境整備下水道事業	103,000,000	29,203,900	10,691,900
		2 管路改良費	都市水環境整備下水道事業	190,000,000	121,343,200	68,182,100

(単位:円)

左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	県補助金	企業債	一般会計繰入金	過年度分損益勘定留保資金			
5,345,950		5,300,000		45,950	63,104,200		河川管理者との協議の結果、設計の修正が発生したため。
32,831,505		22,800,000		12,550,595	474,700		補助金交付内定が年度末にあったため。

議案第49号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等
に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規
定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

住 所 

氏 名 てらい まさみ
寺井 正巳

生年月日 

任 期 3年

〔 令和8年7月20日から 〕
〔 令和11年7月19日まで 〕

議 案 第 5 2 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正すること
について

職員の旅費に関する条例（昭和37年8月広陵町条例第1
4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月15日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和37年8月広陵町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条中「地域の実情及び旅行者の区分を勘案して別表で定める額（次条及び同表において「宿泊費基準額」という。）」を「宿泊先の区分に応じた宿泊費基準額（特別職で常勤の職員にあつては国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表に定める指定職職員等の欄に規定する額をいい、一般職の職員にあつては同表に定める職務の級が10級以下の者の欄に規定する額をいう。以下「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行及び退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）をした場合又は死亡した場合において新条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び退職等となった場合

又は死亡した場合において新条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

議 案 第 5 3 号

広陵町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正することについて

広陵町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月15日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

広陵町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「歳計現金」を「各会計の歳計現金又は現金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

令和8年度広陵町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度広陵町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43,612千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,853,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月15日提出

広陵町長 吉村裕之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
14 国庫支出金	2 国庫補助金
18 繰入金	1 基金繰入金
20 町債	1 町債
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,943,546	2,465	2,946,011
1,405,243	2,465	1,407,708
596,426	81,453	514,973
587,516	81,453	506,063
1,163,200	122,600	1,285,800
1,163,200	122,600	1,285,800
16,810,000	43,612	16,853,612

歳 出

款	項
3 民生費	
	1 社会福祉費
7 消防費	
	1 消防費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,814,115	41,147	6,855,262
3,428,399	1,239	3,429,638
3,385,716	39,908	3,425,624
575,145	2,465	577,610
575,145	2,465	577,610
16,810,000	43,612	16,853,612

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業	金額
3 民生費	2 児童福祉費	真美北保育園改修事業	136,317

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
真美北保育園改修事業	122,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電動車両購入事業	14,700	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	14,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
農道整備事業	9,000	同上	同上	同上	9,000	同上	同上	同上
大網井堰柳井戸井堰整備事業負担金	4,500	同上	同上	同上	4,500	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
百済川向地区 農地中間管 機構関連農 整備事業負担金	4,700	普通貸 借又は 証券発 行	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者との 協定による 。ただし、 財政の都合 により繰上 償還又は低 利に借換え することができる。	4,700	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者との 協定による 。ただし、 財政の都合 により繰上 償還又は低 利に借換え することができる。
町道整備事業	414,700	同上	同上	同上	414,700	同上	同上	同上
内水対策事業	4,500	同上	同上	同上	4,500	同上	同上	同上
公園施設長寿命化事業	40,500	同上	同上	同上	40,500	同上	同上	同上
被災者支援システム導入事業	1,100	同上	同上	同上	1,100	同上	同上	同上
東部地区防災コミュニティセンター建設事業	88,000	同上	同上	同上	88,000	同上	同上	同上
学校体育館空調整備事業	155,200	同上	同上	同上	155,200	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
図改書館環境 善事業	5,900	普通貸 借又は 証券発 行	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者との 協定による 。ただし、 財政の都合 により繰上 償還又は低 利に借換え することができる。	5,900	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者との 協定による 。ただし、 財政の都合 により繰上 償還又は低 利に借換え することができる。
中央公民館機 移転事業	265,000	同上	同上	同上	265,000	同上	同上	同上
中区地域防災 拠点整備事業	93,400	同上	同上	同上	93,400	同上	同上	同上
巢山古墳整備事業	62,000	同上	同上	同上	62,000	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

	款	補正前の額
14	国庫支出金	2,943,546
18	繰入金	596,426
20	町債	1,163,200
	歳入合計	16,810,000

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
2,465	2,946,011	
81,453	514,973	
122,600	1,285,800	
43,612	16,853,612	

歳出

款	補正前の額	補正額
3 民生費	6,814,115	41,147
7 消防費	575,145	2,465
歳出合計	16,810,000	43,612

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
6,855,262		122,600		81,453	
577,610	2,465				
16,853,612	2,465	122,600		81,453	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	2,943,546	2,465	2,946,011
	2 国庫補助金	1,405,243	2,465	1,407,708
	6 消防費国庫補助金	979	2,465	3,444
18	繰入金	596,426	81,453	514,973
	1 基金繰入金	587,516	81,453	506,063
	1 財政調整基金繰入金	247,126	81,453	165,673
20	町債	1,163,200	122,600	1,285,800
	1 町債	1,163,200	122,600	1,285,800
	9 民生債	0	122,600	122,600

14 国庫支出金 2 国庫補助金 6 消防費国庫補助金
 (単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 消防費国庫補助金	2,465	消防団の力向上モデル事業補助金	2,465
1 財政調整基金繰入金	81,453	財政調整基金繰入金	81,453
2 児童福祉債	122,600	真美北保育園改修事業債	122,600

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3		民生費	6,814,115	41,147	6,855,262		122,600		81,453
	1	社会福祉費	3,428,399	1,239	3,429,638				1,239
		7 介護保険費	450,591	1,239	451,830				1,239
	2	児童福祉費	3,385,716	39,908	3,425,624		122,600		82,692
		3 保育所費	454,757	39,908	494,665		122,600		82,692

7		消防費	575,145	2,465	577,610	2,465			
	1	消防費	575,145	2,465	577,610	2,465			
		2 非常備消防費	31,649	2,465	34,114	2,465			

3 民生費 1 社会福祉費 7 介護保険費
 (単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	1,239	介護保険費 ・介護保険システム改修委託料	1,239 1,239
14 工事請負費	39,908	一般経費(こども課) ・真美北保育園改修工事	39,908 39,908
17 備品購入費	2,465	非常備消防費 ・消防資機材購入費	2,465 2,465

議 案 第 5 5 号

公共交通用運行車両の買入れについて

次のとおり物品を買入れしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第4号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | のるーと広陵元気号の車両（3台）の入替え |
| 2 | 買入れの方法 | 随意契約

（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第8号に該当） |
| 3 | 買入れの金額 | 14,029,911円 |
| 4 | 買入れの相手方 | 奈良県奈良市南京終町2丁目269番地

トヨタユナイテッド奈良株式会社

代表取締役社長 菊池 武之祐 |

議 案 第 5 6 号

中南線整備に伴う函渠設置工事に係る請負契約
の締結について

次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月
広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求め
る。

令和8年6月15日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 中南線整備に伴う函渠設置工事に係る請負契約 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 687,187,600円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目31番地の1
株式会社上村組
代表取締役 上村 智津子 |
| 5 契約期間 | 議決の日から令和10年9月29日まで |

議 案 第 5 7 号

中南線整備に伴う逆流防止樋門設置工事（3工区）
に係る請負契約の締結について

次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月
広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求め
る。

令和8年6月15日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 中南線整備に伴う逆流防止樋門設置工事（3工区）
に係る請負契約 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 141,744,900円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良県香芝市真美ヶ丘五丁目18番21号
福寿・安田組特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社福寿建設
代表取締役 福寿 猛
構成員 安田組建設株式会社
代表取締役 安田 一幸 |
| 5 契約期間 | 議決の日から令和9年8月31日まで |